

○菊川市子ども・子育て会議条例

平成26年 3 月 6 日
条例第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、菊川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 菊川市こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更その他のこども施策（基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 高校生又は大学生
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者

に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日条例第26号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月2日条例第21号)

この条例は、令和2年9月10日から施行する。

附 則 (令和5年8月8日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年6月10日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

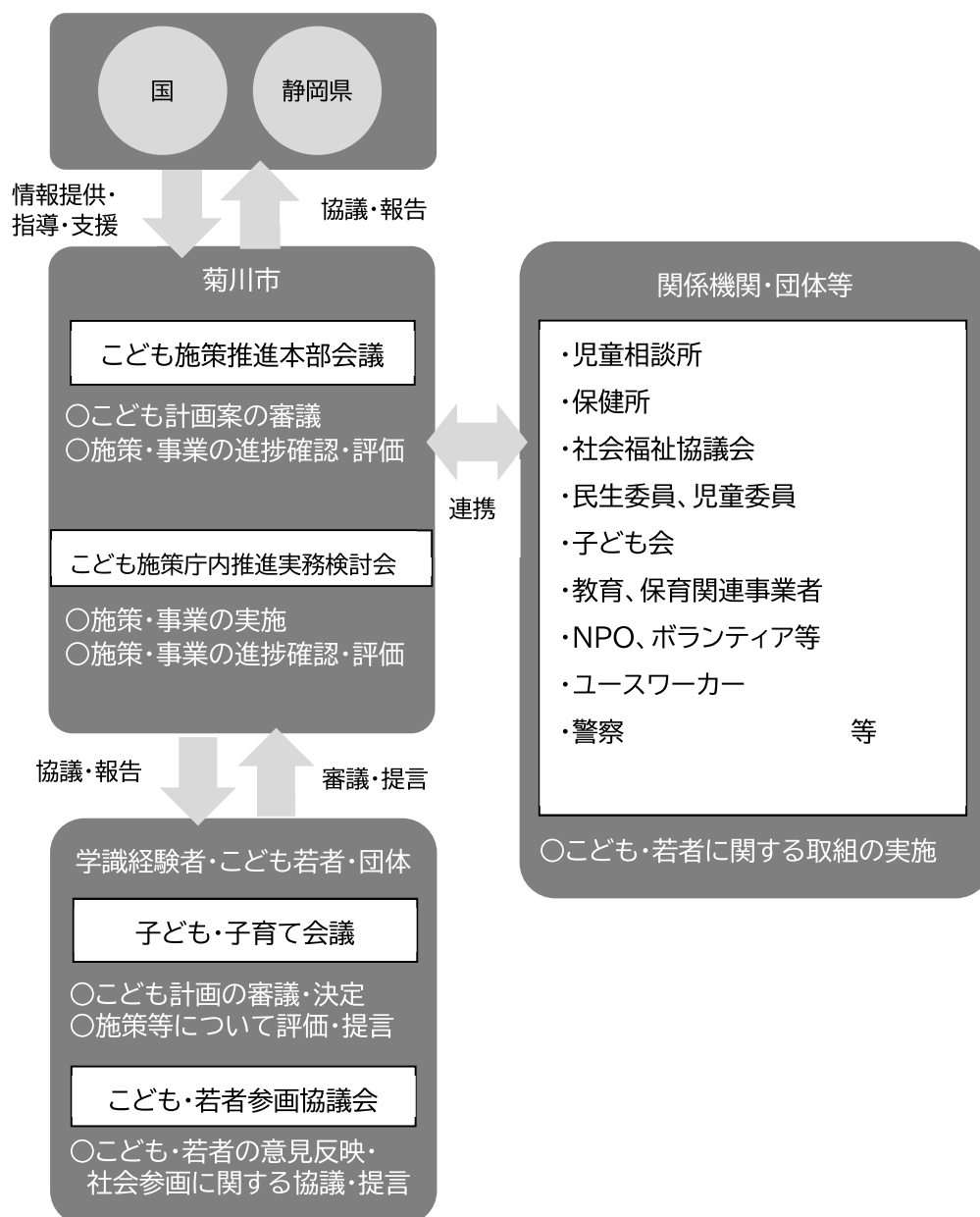
第6章 計画の推進体制と評価

1 施策の推進体制

こども計画に掲げられた施策を推進するためには、国・県との協力をはじめ、関係する機関・団体等と連携し、総合的かつ効果的に実施することが必要です。

こども施策の推進にあたっては、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させることが求められており、子ども・子育て会議やこども・若者参画協議会に高校生や大学生が参画するとともに、施策に応じて、適切な手法でこども・若者の声を聴く機会を創出します。

また、こども施策推進本部会議等を組織し、こども施策の進捗確認や事業評価を行い、全庁を挙げて、こども計画の推進を図ってまいります。



Ⅰ「こども施策」の推進体制

「こども計画」は、こども施策に係る一体的な計画となるため、策定・推進にあたっては、こども・若者当事者を始め、多岐にわたる関係者や学識経験者等に参画いただくことが求められています。

このため、「こども施策推進本部会議」及び「こども施策庁内推進実務検討会」といった【庁内組織】と、「子ども・子育て会議」や「こども・若者参画協議会」といった【庁外組織】が連携し、「こども計画」に掲げた各施策・事業の進捗状況を把握・共有し、こども施策の推進を図る体制を整えました。

(1) こども計画の策定及びこども施策の推進を図るための全庁的な組織【庁内組織】

こども施策推進本部会議

こども計画の策定・変更に関する庁内の決定機関であり、同計画に掲げた施策・事業の進捗状況等について、評価・検証する組織

本部長は副市長・副本部長は教育長
本部員は部長級職員

こども施策庁内推進実務検討会

こども計画の策定・変更に関する庁内の実務的な調整機関であり、左記の本部会議に諮る内容等について、事前に協議・決定する組織

委員長はこども政策課長
委員は各事業の担当者(主任主査以上)

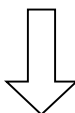
(2) こども・若者当事者や関係団体の方、学識経験者等が参画する組織【庁外組織】

子ども・子育て会議

学識経験者や保護者、幼児施設等の関係者に加え、高校生や大学生にも委員として参画いただき、こども計画の策定やこども施策の推進等について審議する組織

こども・若者参画協議会

まちづくりに関心がある高校生や大学生を中心に、教員や企業、NPO等で構成され、こども・若者からの意見聴取や提言を行う組織



※こども・若者の意見を聴く機会としての役割を兼ねる。

※「菊川市子ども・子育て会議条例」の一部改正(R6.6月 議決)

本会議において、こども計画の策定や、こども施策に係る事務の実施に関する協議等を行うこと、また、新たに高校生や大学生を委員とすることを規定する改正を行った。